

平成 3 1 年 度
税 制 改 正 要 望

平成 3 0 年 8 月
農 林 水 産 省

第 1 農業経営の安定化・農業の構造改革の推進

- 1 農地中間管理機構法の施行後 5 年後見直し等に伴う税制上の所要の措置（複数税目）
- 2 農業競争力強化支援法に基づく事業再編計画の認定を受けた場合の事業再編促進機械等の割増償却（機械・装置40%、建物等45%）の 2 年延長（所得税・法人税）
- 3 農業競争力強化支援法に係る認定事業再編計画に基づき行う登記の税率の軽減措置（会社の設立・資本金の増加0.7%→0.35%等）の 2 年延長（登録免許税）
- 4 利用権設定等促進事業により農用地等を取得した場合の所有権の移転登記の税率の軽減措置（2%→1%）の 2 年延長（登録免許税）
- 5 農用地利用集積計画に基づき取得する農用地区域内にある土地に係る課税標準の特例措置（取得価格の1/3の控除）の 2 年延長（不動産取得税）
- 6 農業協同組合等が一定の貸付けを受けて共同利用施設を取得した場合の課税標準の特例措置（取得価格のうち貸付金相当分を控除、上限1/2）の 2 年延長（不動産取得税）
- 7 農業信用基金協会等が受ける抵当権の設定登記等の税率の軽減措置（0.4%→0.15%）の 2 年延長（登録免許税）

【経産省等 2 省庁共管】

第 2 農林水産関連産業の振興等

- 1 特定農産加工業経営改善臨時措置法に基づく事業用施設に係る課税標準の特例措置（資産割1/4控除）の拡充（業種の追加等）及び延長（事業所税）
- 2 都道府県農協中央会から組織変更した農協連合会のうち、事業内容等が都道府県農協中央会と同等であるものに係る税制上の所要の措置（複数税目）
- 3 植物品種保護制度の見直しに伴う税制上の所要の措置（複数税目）
- 4 農業協同組合等の合併に係る課税の特例措置（適格合併の要件緩和）の 3 年延長（法人税）

- 5 試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除の拡充及び延長（所得税・法人税、法人住民税）
【経産省等7省共管】
- 6 中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却（30%）又は税額控除（7%）[中小企業投資促進税制]の2年延長（所得税・法人税）
【経産省等4省共管】
- 7 特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却（30%）又は税額控除（7%）[商業・サービス業・農林水産業活性化税制]の拡充及び2年延長（所得税・法人税）
【経産省等2省共管】
- 8 中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の即時償却又は税額控除（10%、資本金3千万円超の法人は7%）[中小企業経営強化税制]の拡充及び2年延長（所得税・法人税）
【経産省等4省共管】
- 9 金融所得課税の一体化（金融商品に係る損益通算範囲の拡大）（所得税）
【金融庁等2省庁共管】
- 10 中小企業等の貸倒引当金の特例（繰入限度額を10%増し）等の2年延長（法人税）
【経産省等4省庁共管】

第3 農山漁村の活性化

- 1 振興山村において農林水産物加工施設等を取得した場合の割増償却（機械・装置24%、建物等36%）の2年延長（所得税・法人税）
【国交省共管】
- 2 過疎地域において工業用機械等を取得した場合の特別償却（機械・装置10%、建物等6%）の2年延長（所得税・法人税）
【総務省等2省共管】
- 3 次の特定地域において工業用機械等を取得した場合の割増償却（機械・装置32%、建物等48%）の2年延長（所得税・法人税）
- (1) 半島振興対策実施地域 【国交省共管】
 - (2) 離島振興対策実施地域 【国交省共管】
 - (3) 奄美群島 【国交省共管】

- 4 帰還困難区域等における贈与税納税猶予等の適用農地等を買換えた場合に納税猶予を継続する特例措置の拡充（贈与税・相続税、不動産取得税）
- 5 東日本大震災の津波被災区域で実施する土地改良事業の換地計画に基づき創設農用地換地を取得した場合の課税標準の特例措置（取得価格の1/3控除）の2年延長（不動産取得税）
- 6 避難解除区域等に係る特例措置（福島再開投資等準備金）の適用期間の延長等（所得税・法人税）

【復興庁等3省庁共管】

第4 森林・林業施策の推進

- 1 農業協同組合等の合併に係る課税の特例措置（適格合併の要件緩和）の3年延長（法人税）（再掲）

- 2 中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却（30%）又は税額控除（7%）[中小企業投資促進税制]の2年延長（所得税・法人税）（再掲）

【経産省等4省共管】

- 3 特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却（30%）又は税額控除（7%）[商業・サービス業・農林水産業活性化税制]の拡充及び2年延長（所得税・法人税）（再掲）

【経産省等2省共管】

- 4 中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の即時償却又は税額控除（10%、資本金3千万円超の法人は7%）[中小企業経営強化税制]の拡充及び2年延長（所得税・法人税）（再掲）

【経産省等4省共管】

- 5 中小企業等の貸倒引当金の特例（繰入限度額を10%増し）等の2年延長（法人税）（再掲）

【経産省等4省庁共管】

- 6 農業信用基金協会等が受ける抵当権の設定登記等の税率の軽減措置（0.4%→0.15%）の2年延長（登録免許税）（再掲）

【経産省等2省庁共管】

第5 水産施策の推進

- 1 水産業の成長産業化に関する税制上の所要の措置（複数税目）
- 2 農業協同組合等の合併に係る課税の特例措置（適格合併の要件緩和）の3年延長（法人税）（再掲）
- 3 中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却（30%）又は税額控除（7%）[中小企業投資促進税制]の2年延長（所得税・法人税）（再掲）

【経産省等4省共管】

- 4 特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却（30%）又は税額控除（7%）[商業・サービス業・農林水産業活性化税制]の拡充及び2年延長（所得税・法人税）（再掲）

【経産省等2省共管】

- 5 中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の即時償却又は税額控除（10%、資本金3千万円超の法人は7%）[中小企業経営強化税制]の拡充及び2年延長（所得税・法人税）（再掲）

【経産省等4省共管】

- 6 東日本大震災の被災代替資産等（漁船）に係る特別償却（船舶24%）の2年延長（所得税・法人税）

【復興庁等2省庁共管】

- 7 中小企業等の貸倒引当金の特例（繰入限度額を10%増し）等の2年延長（法人税）（再掲）

【経産省等4省庁共管】

- 8 農業信用基金協会等が受ける抵当権の設定登記等の税率の軽減措置（0.4%→0.15%）の2年延長（登録免許税）（再掲）

【経産省等2省庁共管】

- 9 東日本大震災の被災代替償却資産（漁船）に係る固定資産税の特例措置（4年間、課税標準の1/2控除）の2年延長（固定資産税）

【復興庁等2省庁共管】

第6 その他

訪日外国人に係る社会医療法人等に対する認定要件（診療費要件）の見直し（複数税目）

【厚労省共管】